

**新型コロナウイルス感染症緊急対策
奈良市プレミアム付商品券**

取扱店募集要項

**新型コロナウイルス感染症緊急対策
奈良市プレミアム付商品券事務局**

新型コロナウイルス感染症緊急対策 奈良市プレミアム付商品券

取扱店募集要項

1. 商品券の発行概要

商品券名称	新型コロナウイルス感染症緊急対策 奈良市プレミアム付商品券
発行者	奈良市
発行総額	約 21 億円（うちプレミアム総額約 6 億円） ※プレミアム総額約 6 億円のうち約 3 億円分については、県の予算により実施。 実施には奈良県議会での令和 2 年 6 月補正予算の成立が必要になります。
発行冊数	約 15 万冊 ※1冊（ 1,000 円×12 枚+飲食店専用 1,000 円×2 枚 ）＝額面 14,000 円分を、 10,000 円で販売（※額面 14,000 円のうち 2,000 円分については、奈良県議会での令和 2 年 6 月補正予算の成立が必要になります。予めご了承ください。）
プレミアム率	40%
取扱店負担	負担なし
購入限度額	購入対象世帯に購入引換券を1枚送付。1枚につき最大 5 冊(70,000 円分)まで購入可能
購入対象者	奈良市内在住の子育て世帯 (令和 2 年 6 月 1 日現在、平成 14 年 4 月 2 日～令和 2 年 6 月 1 日生まれの 子どものいる世帯)
販売期間	令和 2 年 7 月 22 日(水)～令和 2 年 8 月 5 日(水)
利用期間	令和 2 年 7 月 22 日(水)～令和 2 年 12 月 31 日(木)
換金受付期間	令和 2 年 7 月 22 日(水)～令和 3 年 1 月 15 日(金)

2. 商品券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。 不足分は現金等で受取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して商品券のみを受取り
ください。
- (7) 冊子から切り離された商品券は原則使用できませんが、お客様が冊子を持っており、商品券の
管理番号からその冊子のものと確認できれば、使用できます。
- (8) 商品券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予めお客様が認識できるよう、
陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合（特売品
など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) 利用期限を過ぎた商品券は受取らないでください。利用期限:令和 2 年 12 月 31 日(木)

(11) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(奈良市)は責任を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- ・ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 商品券の交換又は売買
- ・ 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- ・ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

奈良市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記 3.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 奈良市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつ

て、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※飲食店専用券取扱店登録にあたっての取扱店資格

飲食業を主たる事業として営む事業者のみ対象とする。

- ・年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っている必要があります。
- ・「飲食店営業」の営業許可を得ている場合であってもイートインのスペースを設けている施設（スーパーやコンビニ等）や社員食堂など特定の者のみを対象とする施設は対象となりません。

5. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、以下の方法で申請してください。（大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。）

Web 申込にて申請をお願いします。（専用ホームページに掲載。6月下旬公開予定）

専用ホームページアドレス <http://www.nara-premium.com>



※Web 申込が困難である場合は、別紙の「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、FAX もしくは郵送で受け付けております。

（郵送の際、郵便料金は店舗にてご負担願います。）

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル3階
（近畿日本ツーリスト関西 奈良支店内）
「奈良市プレミアム付商品券取扱店受付係」 宛
FAX:0742-23-6718

(2) 登録期間：一次募集 令和2年6月23日(火)～7月7日(火)まで

二次募集 令和2年7月8日(水)以降随時受付

(3) 登録：登録申請のあった事業所・店舗等については、奈良市での審査を経て取扱店として登録し、専用ホームページに掲載します。また、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター」「商品券（見本）」「換金に必要な資材一式」は後日配布します。なお、「奈良市プレミアム付商品券取扱店マニュアル」は専用ホームページに掲載します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示する等工夫してください。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いのないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、奈良市プレミアム付商品券事務局までご連絡をお願いします。商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。

- (3) 取引により商品券を受取ったときは、券裏面に「取扱店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに取扱店印があるものは、受け取りを拒否してください。

7. 換金手続きについて

- (1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【換金受付期間：令和2年7月22日(水)～令和3年1月15日(金)】

- ・使用済商品券と換金用伝票を、専用レターパックにてお送りください。
- ・事務局にて使用済商品券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・使用済商品券受付後、下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。

受付期間	入金日
・ 7月22日(水)～8月14日(金)	→ 8月31日(月)
・ 8月17日(月)～8月31日(月)	→ 9月15日(火)
・ 9月1日(火)～9月15日(火)	→ 9月30日(水)
・ 9月16日(水)～9月30日(水)	→ 10月15日(木)
・ 10月1日(木)～10月15日(木)	→ 10月30日(金)
・ 10月16日(金)～10月30日(金)	→ 11月13日(金)
・ 11月2日(月)～11月13日(金)	→ 11月30日(月)
・ 11月16日(月)～11月30日(月)	→ 12月15日(火)
・ 12月1日(火)～12月15日(火)	→ 12月30日(水)
・ 12月16日(水)～12月30日(水)	→ 令和3年1月15日(金)

《最終受付》令和3年1月4日(月)～1月15日(金) → 令和3年1月29日(金)

◆最終受付は、令和3年1月4日(月)～1月15日(金)です。

◆最終受付期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記受付期間中に換金手続きをしてください。

◆上記受付期間は、平日の事務局営業時間内に限定いたします。

- (2) 詳細な商品券の換金方法は、「奈良市プレミアム付商品券取扱店マニュアル」に掲載させていただく予定です。

◆換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、事務局から取扱店様へご連絡のうえ、商品券取扱店控え・商品券番号の確認をお願いすることがあります。

8. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と奈良市が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

●奈良市プレミアム付商品券コールセンター（平日 10：00～17：00）

（株）近畿日本ツーリスト関西奈良支店内）

電話：0742-25-2019 FAX：0742-23-6718

コールセンターは令和2年6月26日（金）～令和3年1月29日（金）までの開設となります。

※但し、（土）（日）（祝）、年末年始は除きます。

◎本取組に関するご意見などがございましたら、下記までご連絡ください。

●奈良市担当課：奈良市観光経済部産業政策課

電話：0742-34-4741 FAX：0742-36-4058

●奈良商工会議所

電話：0742-26-6222 FAX：0742-22-1180